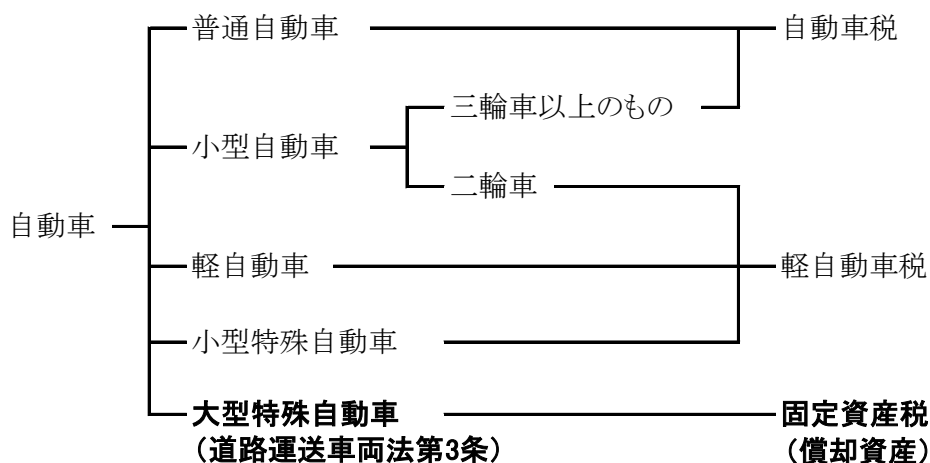


【自動車の課税区分】

自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対しては、地方税として自動車税又は軽自動車税が課されているので、二重課税を避ける必要上、固定資産税（償却資産）の課税客体から除外されています。

「大型特殊自動車」（機械に車輪又は無限軌道（キャタピラ）を装着して移動又は機動性をもたせたもの）は、本来、道路運送の用に供するというよりは、建設等のための機械としての効用を発揮することを主目的とするもので、自動車税の課税客体から除かれ、固定資産税の課税客体とされます。



【大型特殊自動車の分類番号】

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分されます。

(1) 分類番号 0、00～09、000～999

・・・大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの

(2) 分類番号 9、90～99、900～999

・・・大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの

〔例〕

京 都 01 あ 12-12

分類番号